

災害廃棄物処理に どう臨むか

2

環境省の指針を受け、現在全国で6割程度の自治体が震災廃棄物処理計画を策定している。パシフィックコンサルタンツ（東京都多摩市）ではこうした自治体の処理計画策定支援などに取り組んでいる。環境事業本部資源・環境部の日高正人技術課長は、計画策定の際には「職員も被災していることを前提に考えるべき」と指摘する。今後の震災廃棄物処理の課題としては「広域的な処理をどう行っていくか」を挙げる。日高氏に震災廃棄物処理計画の現状、問題点、今後検討すべき事項などを聞いた。（黒石修）

や廃棄物処理の支援をしていく中で、計画策定の必要性を国などに強く訴えていた。以来各自治体の計画策定支援や、災害時の支援のシミュレーションのシミュレーションなど取り組んできた。

「災害時には通常行っていない業務が発生するのではないか」ということで、どのように対応

ており、それを片付けなければ復興できないという状況で、どこに廃棄物を置くべきか、どこに仮置き場を作るべきかなどをシミュレーションしておく必要がある。こうしたシミュレーションの提供などを行って計画の策定支援にまで踏み込んでいる。

「まず職員も被災しており、通常の状態ではないということも前提に計画を策定することが重要だ。そして、命令系統を明確にして連携が取れる体制を構築しておくこと

体が策定しているようだが、その内容は大枠のみものからかなり詳細な計画までばらつきが出てくるのが現状だ。最近では処理計画と行動計画をセットで策定する自治体も増え始めている。被災の経験のあるところの他は重要文化財のある地域や、十分な処理施設を持たない地域の自治体が積極的に取り組む傾向にある。計画があるかないかで、一歩目の行動が大きくなる」と指摘する。

命令系統の明確化が不可欠

職員が被災していること前提に
自治体の計画策定
支援を行っているが。

は今にして思えば、奇跡的とも言えるほどうまく廃棄物処理を乗り切った。ところが、実情を見ると様々な問題があった。そこでこうした大規模地震が起きた時に備え、対策を打ちとめておく必要性があるといふことになり、1998年に国が『震災95年の震災時から、防災

乗り切れた要因は。「産業廃棄物なら排出事業者の責任、一般廃棄物なら自治体が統括的な責任のもとに処理することとなっているが、当時震災廃棄物は法律上の取り扱いや処理責任の所在が明確にされていなかった。しかし、阪神・淡路の際には市町村が処理できるものと位置付け、解体も含めた処理を国庫補助事業として取り扱っ

だ。防災部局、環境部局など関係部局の連携を密にしておかないと、行政の中でも旗振りや情報調整が複数に分かれて混乱してしまう。災害時は横断的な動きをしなければならぬ」

「過去に経験していないことがいくつもある。一つは都道府県にまたがって広域に壊滅的な被害を受けていないことだ。首都直下型地震が起きると、東京・神奈川・埼玉・千葉だけでは処理しきれない大量の廃棄物が発生する。こうした事態にどう対応していくかは課題だ。最近では産

処理業界や建設業界などと自治体が協定を結ぶケースも増えているが、例えば建設業がA市、B市と協定を結んでいて両市が被災した場合、どちらを支援すべきか判断できないといったケースもあり得る。広域処理については十分検討していく必要がある」

「災害時の対策としては、夏場の災害をあまり経験しておらず、疫病の大発生など二次災害の対応がなされていないといふことがある。さらに言えば、現在の自治体の処理計画は住民を対象としたものであり、観光客、通勤・通学などの人々をどれだけスムーズに移動・非難させるかの対策が不十分だ。こうした問題について、今後国や自治体と企業が一体となって検討していく必要がある」



パシフィックコンサルタンツ
環境事業本部資源・環境部

日高正人氏に聞く

「現在6割程度の自治

「自治体の策定状況は、

「広域処理への検討が必要

「(ひたか・まな)